

第 9 2 期 事 業 の ご 報 告

2020年 4 月 1日から
2021年 3 月31日まで

株式会社 商工組合中央金庫

第92期事業のご報告目次

	頁
○第92期事業報告	1
1. 当金庫の現況に関する事項	1
2. 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項	12
3. 社外役員に関する事項	16
4. 当金庫の株式に関する事項	19
5. 当金庫の新株予約権等に関する事項	20
6. 会計監査人に関する事項	21
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	22
8. 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要	22
9. 特定完全子会社に関する事項	26
10. 親会社等との間の取引に関する事項	26
11. 会計参与に関する事項	26
12. その他	26
○計算書類及び連結計算書類	27
1. 第92期末(2021年3月31日現在)貸借対照表	27
2. 第92期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書	28
3. 第92期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 株主資本等変動計算書	29
4. 個別注記表	31
5. 第92期末(2021年3月31日現在)連結貸借対照表	40
6. 第92期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書	41
7. 第92期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書	42
8. 連結注記表	43
○第92期附属明細書	59
○会計監査人監査報告書謄本	62
○監査役会監査報告書謄本	66

1 当金庫の現況に関する事項

当金庫は、中小企業や中小企業組合に寄り添い、深い対話を通じて様々な課題やニーズを把握する事業性評価を起点として、景気に左右されない金融スタンス等の特性を最大限に活かしたソリューションを的確に提供する「経営支援総合金融サービス事業」を展開しております。

当金庫は、取引先中小企業の悩みや課題に対する 4 つの支援を重点分野として位置付け、それぞれに KPI (Key Performance Indicator: 目標の達成度を定量的に評価する指標) を設定し、その進捗状況を管理しております。A) 借入負担が重く資金繰りに不安がある中小企業、B) 債務超過や赤字等、財務・収支上の課題を有している中小企業、C) リスクの伴う海外展開や新事業進出の計画がある中小企業、D) 創業間もなく資金調達に不安がある等の悩みや課題を有している中小企業のそれぞれに対して、踏み込んだファイナンス支援、伴走型の経営改善支援、M&A や事業承継支援等、抜本的な課題解決に繋がるソリューションを提供することにより、地域経済を支える中小企業の企業価値向上に貢献してまいります。また、未来志向の構造改革を着実に進めることにより、適切な人員体制や経費構造を確立し、持続可能な成長を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

[金融経済環境]

2020 年度のわが国経済をみますと、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、年度前半に急激に悪化した後、年度後半は持ち直しの動きがみられましたが、飲食業や旅行業関連などの対面型サービスセクターを中心に依然として厳しい状況にあります。

個人消費は、年度当初の緊急事態宣言により、対面サービスを伴う分野を中心に大きく減少した後、持ち直しの動きを挟んで、年度末には再び新型コロナウイルス感染症の拡大を受け弱含みました。設備投資は、年度前半に減少した後、生産活動の回復を受け、年度後半には製造業を中心に持ち直しの動きがみられました。輸出は、世界的な経済活動の停滞を受け、年度当初は減少しましたが、年度後半は経済の回復が進んだ中国向けを中心に増加に転じました。

中小企業についてみますと、当金庫の「商工中金景況調査」では、6 月調査で景況判断指数は大きく落ち込みましたが、9 月調査以降は持ち直し、景況感に下げ止まりの動きがみられました。一方、「中小企業設備投資動向調査」をみますと、景気の先行き不透明感が増す中、設備投資には慎重な姿勢が続きました。

金融面につきましては、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する中、国内金利は短期金利、長期金利ともに低位で推移しました。円の対ドル相場は、米国の強力な金融緩和実施に伴って、緩やかなドル安円高傾向が続いた後、米国の長期金利上昇を受け、年度末にかけて 1 ドル 110 円台まで円安が進みました。日経平均株価は、海外株価の上昇等を背景に 30 年ぶりに一時 30,000 円台を回復するなど、堅調に推移しました。

〔事業の経過及び成果〕

当金庫の中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」において、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているものうまく進められない中小企業に対して重点的に支援を行う分野を、前ページにおいて記載したAゾーンからDゾーンまでの重点分野として定義しております。

重点分野への取組みは、中期経営計画の根幹をなすものであり、中期経営計画の進捗を図るうえでも有効であることから、実行件数や貸出残高をKPIとして設定し、公表しております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことで生じる新たな課題やニーズの変化への対応は、まさに「経営支援総合金融サービス事業」の事業領域であることを踏まえ、ビジネスモデルの確立に向けて、重点分野への一層の注力が必要であると考えております。

ボリュームゾーンであるAゾーン（借入負担が重く資金繰りに不安がある中小企業）については、新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化したお取引先や、商流に変化が生じたお取引先に対し、より踏み込んだ支援を行っていく必要があると認識しております。

経営改善支援等を行うBゾーン（債務超過や赤字等、財務・収支上の課題を有している中小企業）については、新型コロナウイルス感染症の影響で財務・収支上の課題が顕在化したお取引先を含め当金庫がサポートするお取引先の収支改善、営業キャッシュ・フローの増加を通じ、過剰債務の圧縮等が図られるように、継続して注力してまいります。

Cゾーン（リスクの伴う海外展開や新事業進出の計画がある中小企業）及びDゾーン（創業間もなく資金調達に不安がある等の悩みや課題を有している中小企業）については、新型コロナウイルス感染症の影響で事業計画や調達計画の変更を余儀なくされたお取引先も多いことを踏まえ、これらの変更に対応するための新たなニーズを捉えた支援を実施してまいります。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

（預金）

預金は、流動性預金、定期性預金がともに増加した結果、期末残高は前期末比 8,116 億円増加し、5兆 8,936 億円となりました。

（債券）

債券は、募集債が減少した結果、期末残高が前期末比 2,029 億円減少し、3兆 7,871 億円となりました。

（貸出金）

貸出金は、危機対応業務を中心に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への円滑な資金供給を行った結果、期末残高は前期末比 1兆 2,272 億円増加し、9兆 5,214 億円となりました。

（特定取引資産・特定取引負債）

特定取引資産は、期末残高は前期末比 2 億円増加し、151 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 5 億円増加し、89 億円となりました。

（有価証券）

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 1,811 億円増加し、1兆 4,644 億円となりました。

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期末比 1 兆 8,632 億円増加し、13 兆 126 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 4,292 億円増加し、21 兆 6,846 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易及び貿易外取引等が減少した結果、前期比 363 百万ドル減少し、6,382 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益が増加した一方で、特定取引収益やその他業務収益等が減少した結果、前期比 10 億円減少し、1,179 億円となりました。経常費用は、貸倒引当金繰入額等が増加した結果、前期比 118 億円増加し、1,102 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 129 億円減少し、76 億円となり、当期純利益は前期比 49 億円減少し、87 億円となりました。

[対処すべき課題]

長期金利が低位で推移する中、当金庫をはじめとする国内金融機関の収益には下押し圧力がかかっており、その中でも安定的な収益を確保していくためには、中期経営計画の基礎となる取引先中小企業との対話を通じた課題・ニーズの共有及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加速させていく必要があります。そのため、取引先中小企業から課題や悩みを相談していただけるリレーションの構築、課題や悩みの背景や本質を理解するための事業性評価力の強化、課題解決に繋がるソリューション提供の高度化を着実に進めてまいります。

当金庫のお取引先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業であり、人手不足等の構造的問題に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で業績悪化を強いられております。従って、引き続き取引先中小企業の資金繰り支援に万全を期してまいります。特に、当面は、新型コロナウイルス感染症の影響の大きさに鑑み、危機対応業務の指定金融機関として、2020年8月から取扱いを開始いたしました資本性劣後ローンを含めて、制度を的確に運用しつつ、影響を受けられた中小企業の皆さまに懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

加えて、借入金の急激な増加、新常态におけるビジネスモデルや商流の変化、業界再編への適応等、中小企業の課題やニーズは一層多様化しており、伴走型の支援体制の強化や予兆管理の高度化を進めることにより、これまで以上に適切な対処法のアドバイスやソリューションの提供を行っていく必要があります。財務・収支上の課題を有し、事業再生や経営改善を必要とするに至った取引先中小企業に対しては、地域金融機関と協調し、当金庫の特性を活かしたソリューションも活用しながら、中長期的な目線を持って地域経済を支える中小企業の経営改善等をサポートしてまいります。

これらの取組みを持続的なものとするため、未来志向の業務改革と徹底した経費削減に努めてまいります。WEB やスマートフォンアプリ等の非対面チャネルを効果的に活用し、顧客利便性を確保しながら、店舗の統合や店舗機能の縮小等による店舗運営コストの低減と持続可能な調達方法の確立に取り組んでまいります。また、情報のデジタル化や高度化により取引先中小企業の本業支援への取組みを強化しつつ、ペーパーレス化やシステム化により、事務の集

中化や効率化を図ることで、取引先中小企業との対話に充てる時間を増やしてまいります。

また、引き続き、ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限に発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進やインクルージョンの浸透にも取り組み、中期経営計画で目指すビジネスモデルの確立に向けて邁進してまいります。

このような取り組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	4,892,270	5,057,977	5,082,048	5,893,654
定期性預金	3,099,081	3,288,142	3,195,222	3,571,601
その他	1,793,189	1,769,835	1,886,825	2,322,052
債 券	4,459,540	4,238,310	3,990,150	3,787,170
社 債	—	—	—	10,000
貸 出 金	8,648,176	8,289,724	8,294,116	9,521,402
融資対象団体等向け	8,478,365	8,115,855	8,122,891	9,345,773
融資対象団体等向け以外	169,810	173,869	171,225	175,628
特定取引資産 (トレーディング資産)	21,413	14,132	14,843	15,109
特定取引負債 (トレーディング負債)	12,653	8,404	8,367	8,928
有 価 証 券	1,514,685	1,383,976	1,283,350	1,464,472
国 債	790,036	606,776	502,984	734,260
その他	724,648	777,199	780,366	730,211
総 資 産	11,890,224	11,749,830	11,149,348	13,012,603
内 国 為 替 取 扱 高	20,872,579	20,233,347	21,255,368	21,684,640
外 国 為 替 取 扱 高	6,952 百万ドル	6,967 百万ドル	6,746 百万ドル	6,382 百万ドル
経 常 利 益	56,947	30,791	20,581	7,670
当 期 純 利 益	36,295	14,485	13,735	8,773
1株当たり当期純利益	16円67銭	6円65銭	6円31銭	4円3銭

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 該当ない場合は「—」で表示しております。

3. 「内国為替取扱高」に関して数値の軽微な誤りが判明したため、2017年度(第89期)～2019年度(第91期)につきましては、当該誤りを訂正した後の金額を記載しております。かかる訂正による過年度決算への影響はありません。

4. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	204,707	181,244	153,835	151,777
経 常 利 益	58,499	32,199	21,664	8,503
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	37,339	15,430	14,543	9,242

純 資 産 額	972,384	964,082	959,450	979,554
総 資 産	11,957,351	11,818,536	11,219,507	13,083,272

注．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	3,685 人
平 均 年 齢	38 年 11 月
平 均 勤 続 年 数	14 年 8 月
平 均 給 与 月 額	440 千円

注1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。

3．平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 (1)
東 北 地 区	9 (1)
関 東 甲 信 越 地 区	33 (4)
東 海 地 区	10 (1)
北 陸 地 区	4 (-)
近 畿 地 区	15 (1)
中 国 地 区	10 (1)
四 国 地 区	4 (-)
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12 (1)
国 内 計	102 (10)
海 外 計	1 (-)
合 計	103 (10)

注1．該当がない場合は「-」で表示しております。

2．記載営業所数には、「店舗内店舗」方式となった神田支店（2020年2月25日付）、梅田支店及び箕面船場支店（2020年5月7日付）、熱田支店（2020年5月18日付）、新宿支店及び渋谷支店（2020年7月20日付）、川崎支店及び横浜西口支店（2021年3月8日付）、新木場支店（2021年3月15日付）が含まれております。

3．上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末
3 カ 所

ロ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
箕面船場営業所	大阪府箕面市船場東2-5-55
新木場営業所	東京都江東区新木場1-18-6

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
山形第一信用組合	山形県東置賜郡高島町大字高島687番地	信用協同組合
福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町856番地1	信用協同組合
群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合

東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合
江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番地1	信用協同組合
小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
はばたき信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
しずおか焼津信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
島田掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫
信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号	信用協同組合

豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
京都北都信用金庫	京都府宮津市宇鶴賀2054番地の1	信用金庫
大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合
福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	信用協同組合
佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
西海みずき信用組合	長崎県佐世保市松川町1番19号	信用協同組合
福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市吾田東十丁目8番16号	信用協同組合
鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合

奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	8,776
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設

(単位 百万円)

内 容	金 額
共生ビル土地建物購入	3,380
美住ビル電気設備工事	1,690

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務 内容	資本金	当金庫が有 する子会社 等の議決権 比率 (%)	その他
八重洲商工株式 会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	事務代行業務	90百万円	100.00	—
株式会社商工中 金情報システム	東京都東村山市美住 町二丁目10番1	ソフトウェ アの開発、計 算受託業務	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株 式会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	福利厚生業務	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式 会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	不動産管理 業務	35百万円	100.00	—
株式会社商工中 金経済研究所	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	情報サービス、コン サルティング業務	80百万円	23.07 (76.92)	—

商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	70百万円	100.00	—

- 注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は、子会社等有する議決権の比率であります。
4. 該当がない場合は「—」で表示しております。
5. 連結対象の子会社等は上記7社であります。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2021年3月31日現在、446の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びリサール商業銀行と業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根 正裕	取締役社長執行役員（代表取締役） 業務執行全般 監査部 コンプライアンス統括部 店舗・業務改革推進プロジェクトチーム	—	—
鍛冶 克彦	取締役専務執行役員 経営企画部	—	—
河野 一郎	取締役常務執行役員 主計部 市場業務部 危機対応業務部	—	—
多胡 秀人	取締役（社外取締役）	一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事 株式会社山陰合同銀行社外取締役 株式会社東和銀行社外取締役	—
中村 重治	取締役（社外取締役）	株式会社エフテック社外監査役 トーヨーカネツ株式会社社外取締役（監査等委員） リケンテクノス株式会社社外取締役（監査等委員）	—
大川 順子	取締役（社外取締役）	—	—
大久保 和孝	取締役（社外取締役）	株式会社大久保アソシエイツ代表 取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社社外監査役 サンフロンティア不動産株式会社社外取締役 株式会社ブレインパッド社外監査役 株式会社LIFULL社外取締役 株式会社サーラコーポレーション社外取締役 武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社SS Dnaform代表取締役	—
岡本 泰一郎	常勤監査役	—	—
岡田 不二郎	常勤監査役（社外監査役）	—	—

寺脇 一峰	監査役（社外監査役）	鈴木諭法律事務所弁護士 キューピー株式会社社外監査役 鹿島建設株式会社社外監査役 芝浦機械株式会社社外取締役	—
金子 裕子	監査役（社外監査役）	早稲田大学商学学術院教授 神奈川中央交通株式会社社外取締役 三菱UFJリース株式会社社外監査役	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、上記の取締役を兼務する委任型の執行役員のほか、2021年4月1日現在、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
梅田 晃士郎	副社長執行役員
中谷 肇	専務執行役員
小野木 哲也	専務執行役員
本幡 克哉	常務執行役員
羽根 正人	常務執行役員
牧野 秀行	常務執行役員
森野 真一郎	常務執行役員
萩尾 太	常務執行役員
阿部 学	常務執行役員

2. 監査役金子裕子氏が社外監査役を務める三菱UFJリース株式会社は、2021年4月1日付で日立キャピタル株式会社と経営統合を行い、三菱HCキャピタル株式会社に商号を変更しております。また、同氏は、同日付で同社社外取締役（監査等委員）に就任しております。以上のことは、以下、本事業報告に「三菱UFJリース株式会社」と記載がある箇所に同様に当てはまりますが、重ねての記載は省略いたします。
3. 監査役金子裕子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
4. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。退任した役員の地位及び担当並びに重要な兼職は、退任時のものです。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
高 巖	取締役 （社外取締役）	麗澤大学経済学部教授 三菱地所株式会社社外取締役 アスクル株式会社社外取締役	2020年6月23日 任期満了
渡瀬 ひろみ	取締役 （社外取締役）	株式会社アーレア代表取締役 マックスバリュ西日本株式会社 社外取締役 株式会社パートナーエージェント 社外取締役 株式会社アーバンフューネスコ ーポレーション社外監査役 ダイヤル・サービス株式会社社 外取締役	2020年6月23日 任期満了

		株式会社ディー・エル・イー社 外取締役	
牧野 秀行	常勤監査役	—	2020年6月23日 辞任

5. 該当がない場合は「—」で表示しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	退職慰労金
取締役	9人	100 (うち報酬以外の金額5)	94	5
監査役	5人	50 (うち報酬以外の金額3)	46	3
計	14人	150 (うち報酬以外の金額9)	141	9

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 会社役員に対する報酬限度額は、2008年12月16日開催の第1回株主総会において、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）であります。
- 取締役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額5百万円及び役員退職慰労金0百万円を含めております。また、監査役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額3百万円及び役員退職慰労金0百万円を含めております。
- 取締役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額5百万円を含めております。また、監査役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額3百万円を含めております。
- 上記取締役及び監査役の支給人数には、2020年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、及び同日辞任した監査役1名が含まれております。
- 上記のほか、2020年6月23日開催の第12回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任した取締役2名に対し3百万円及び辞任した監査役1名に対し2百万円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額5百万円（取締役2名3百万円、監査役1名2百万円）が含まれております。
- 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により定めております。
- 役員退職慰労金については、以下のとおり定めております。

- ・執行役員を兼務する取締役
退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※
※業績勘案率は、報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役会の決議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。
- ・社外取締役、監査役
「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）
報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

ロ 役員報酬等の算定方法の決定方針等

- ・当該方針の決定の方法
取締役会で決議されている規程に基づき決定しており、取締役会の報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役の報酬等については取締役会の決議により、また監査役の報酬等については監査役の協議により、決定しております。なお、報酬委員会は、その過半が社外有識者（社外取締役を含む。）により構成されており、取締役及び監査役が受ける個人の報酬額又はその算出方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受けております。
- ・その方針の内容の概要
報酬は、固定（月額）報酬のみを採用しており、業績連動報酬や非金銭報酬はありません。また、役員退職慰労金は、取締役会で決議されている規程に基づき、所定の計算式により金額を算出しており、支給の都度、報酬委員会に諮問した上で決定しております。
- ・当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

注. 当金庫においては、取締役会の委任決議に基づき取締役社長執行役員（代表取締役）関根正裕氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は規程に定める取締役の報酬額の範囲において兼務する執行役員の職位によって、取締役の個人別の報酬額を決定するものであります。これらの権限を委任した理由は、規程に定める役員報酬の月額に関し、役付取締役の報酬月額については、同一の役付取締役であっても兼務する執行役員の職位によって異なるためであります。取締役会は、当該権限が取締役社長執行役員（代表取締役）によって適切に行使されるよう、過半数が社外有識者（社外取締役を含む。）で構成される報酬委員会の答申を受けて決定した具体的な報酬額の報告を受ける等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
多胡 秀人	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法
中村 重治	

大川 順子	第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
大久保 和孝	
岡田 不二郎	
寺脇 一峰	
金子 裕子	

(4) 補償契約

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当金庫のすべての取締役、監査役及び委任型執行役員	当金庫は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、当金庫が全額負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
多胡 秀人	一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事 株式会社山陰合同銀行 社外取締役 株式会社東和銀行 社外取締役
中村 重治	株式会社エフテック 社外監査役 トーヨーカネツ株式会社 社外取締役 (監査等委員) リケンテクノス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
大川 順子	該当ございません。
大久保 和孝	株式会社大久保アソシエイツ 代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社 社外監査役 サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役 株式会社ブレインパッド 社外監査役 株式会社 LIFULL 社外取締役 株式会社サーラコーポレーション 社外取締役 武蔵精密工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社 SS Dnaform 代表取締役
岡田 不二郎	該当ございません。
寺脇 一峰	鈴木諭法律事務所 弁護士 キューピー株式会社 社外監査役 鹿島建設株式会社 社外監査役

	芝浦機械株式会社	社外取締役
金子 裕子	早稲田大学	商学大学院教授
	神奈川中央交通株式会社	社外取締役
	三菱UFJリース株式会社	社外監査役

- 注 1. 取締役多胡秀人氏は、一般社団法人地域の魅力研究所の代表理事、株式会社山陰合同銀行の社外取締役及び株式会社東和銀行の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
2. 取締役中村重治氏は、株式会社エフテックの社外監査役、トーヨーカネツ株式会社の社外取締役（監査等委員）及びリケンテクノス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
3. 取締役大久保和孝氏は、株式会社大久保アソシエイツの代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社の社外監査役、サンフロンティア不動産株式会社の社外取締役、株式会社ブレインパッドの社外監査役、株式会社LIFULLの社外取締役、株式会社サーラコーポレーションの社外取締役、武蔵精密工業株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社SS Dnaformの代表取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
4. 監査役寺脇一峰氏は、鈴木諭法律事務所の弁護士、キューピー株式会社の社外監査役、鹿島建設株式会社の社外監査役及び芝浦機械株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
5. 監査役金子裕子氏は、早稲田大学の教授、神奈川中央交通株式会社の社外取締役及び三菱UFJリース株式会社の社外監査役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
多胡 秀人	12ヵ月 (通算33ヵ月)	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席しております。	主に経験豊富な金融機関経営等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、地域金融のプロフェッショナルとして、事業性評価、再生支援及び地域金融機関連携等について、本部各部室においてアドバイスをする等役割を果たしております。
中村 重治	12ヵ月 (通算33ヵ月)	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。	主に経験豊富な経営及び金融等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、人事委員会及び報酬委員会の委員長として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主

			導的役割を果たしております。
大川 順子	9 ヶ月 (通算9 ヶ月)	取締役就任後に開催された取締役会 14 回すべてに出席しております。	主に経験豊富なお客様対応、企業再生、ダイバーシティ推進等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、大手航空会社での経験に基づいた企業再生への取組みに関し、意識改革等を目的に全職員向けに講話を実施する等役割を果たしております。
大久保 和孝	9 ヶ月 (通算9 ヶ月)	取締役就任後に開催された取締役会 14 回すべてに出席しております。	主に経験豊富なガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、地域活性化等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、全支店長向けに、企業の不祥事に関する研修を行い、行動規範の浸透等を目的にグループディスカッションを実施する等役割を果たしております。
岡田 不二郎	12 ヶ月 (通算33 ヶ月)	当期開催の取締役会 17 回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会 16 回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と企業法務の視点から発言を行っております。
寺脇 一峰	12 ヶ月 (通算33 ヶ月)	当期開催の取締役会 17 回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会 16 回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と弁護士としての専門的な視点から発言を行っております。
金子 裕子	12 ヶ月 (通算33 ヶ月)	当期開催の取締役会 17 回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会 16 回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と公認会計士としての専門的な視点から発言を行っております。

注. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給 人数	株式会社商工組合中央金庫か らの報酬等	株式会社商工組合中 央金庫の子会社等か らの報酬等	退職慰労金
取締役	6人	34 (うち報酬以外の金額2)	該当ございません。	2
監査役	3人	31 (うち報酬以外の金額2)	該当ございません。	2
報酬等の 合計	9人	66 (うち報酬以外の金額5)	該当ございません。	5

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含めております。
3. 「退職慰労金」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含めております。
4. 上記取締役の支給人数には、2020年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。
5. 上記のほか、2020年6月23日開催の第12回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任した取締役2名に対し3百万円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額3百万円が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数	23,598名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.69%
全日本火災共済協同組合連合会	9,300	0.42
中部交通共済協同組合	8,085	0.37
関東交通共済協同組合	6,639	0.30
株 式 会 社 珈 栄 舎	6,087	0.27

東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300	0.24
鹿 児 島 県 火 災 共 済 協 同 組 合	5,006	0.23
東 京 木 材 間 屋 協 同 組 合	5,000	0.22
協 同 組 合 小 山 教 育 産 業 グ ル ー プ	4,823	0.22
大 阪 船 場 繊 維 卸 商 団 地 協 同 組 合	4,810	0.22

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数(10,618千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

株式事務の合理化を図るため、会社法第197条の規定に基づき、所在不明株主の株式を以下のとおり自己株式として取得しました。

取得日：2021年3月26日

買取株数：306,246株

買取総額：52,980,558円

(5) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000千株	46.69%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	678,613	31.18
事業協同組合・同連合会	615,054	28.26
事業協同小組合	0	0.00
信用協同組合・同連合会	61,678	2.83
企 業 組 合	1,879	0.08
協 業 組 合	6,342	0.29
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	24,053	1.10
商店街振興組合・同連合会	1,692	0.07
生活衛生同業組合・同連合会	3,834	0.17
酒類業組合・同連合会	579	0.02
内航海運組合・同連合会	3,217	0.14
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	—	—
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	438,669	20.16
そ の 他	2,905	0.13

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式10,618千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

(6) 役員保有株式

該当ございません。

5 当金庫の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白幡 尚志 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎	104	① 報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当年度の報酬額について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 ② 会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務 ・ 海外現地法人向け融資に関するアドバイザー・サービス業務等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は112百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実
 該当ございません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において決議し、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.shokochukin.co.jp/about/compliance/legal-department/>) に掲載しております。

当金庫では、危機対応業務の不正行為事案等を受け、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直し等に取り組んでおります。本方針及び2020年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備し、コンプライアンス統括部に、コンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。また、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備し、不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置する。執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知しており、特に「倫理憲章」は定期的な読み合わせによる浸透を図っております。職員1人ひとりがコンプライアンスの重要性を「自分のこと」として理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的としたコンプライアンス検討会を、2020年度は7回開催しております。毎年10月を「コンプライアンス強化月間」と定め、2020年度は、①基本的規律に係るコンプライアンス研修、②事例に基づくコンプライアンス検討会、③コンプライアンス意識調査等を実施しました。この他、役員向けには「重点サポート店舗との関わり方」及び「心理的安心を作り出す振る舞い」をテーマに、営業店長向けには「コンプライアンスは何のために取り組むのか」及び「行動基準との対話」をテーマにコンプライアンス検討会を、また、全職員向けには「意識改革」をテーマとした動画研修を実施しました。

「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査役へ報告する体制、個別事案に係る調査解明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ迅速に報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外に設置）を整備しております。2020年9月には、当金庫の内部通報制度の適切な整備・運用が認められ、消費者庁の指定登録機関（商事法務研究会）から「内部通報制度認証（WCMS認証）」を取得しました。

法務対策室は、法令改正対応、訴訟対応のモニタリング等に取り組んでおります。

内部監査体制について、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス体制等に係る内部監査を実施しております。2020年度期初は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンサイト監査の自粛を余儀なくされたものの、危機対応業務に係るオフサイト監査を実施し、事前のリスク対応を促す観点から改善を促すなど、適切に監査・提言等に取り組みました。その後、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した監査を再開させるとともに年度間の監査計画の見直しを行いました。また、テーマ別監査では、外部環境の変化を踏まえた専門的かつ客観的知見を確保するため、監査法人との共同監査を実施するとともに、監査法人からの支援を受けてリスクベースで効果的な監査を実施するためシステム監査中期計画を策定し、監査中期計画への反映を行いました。

反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(決議内容の概要)

取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行い、監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

(運用状況の概要)

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録の保存・管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(決議内容の概要)

取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備し、取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。また、執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は半期毎に、リスク管理に係る取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、「リスク管理規程」等の見直しの要否等を決定しております。業務の改善計画等を踏まえ、経営管理やリスク管理高度化を目的としたリスクアペタイト・フレームワーク導入に向けて具体的な枠組みの議論を継続的に行っております。

リスク統括部は、バーゼル基準に基づくオペレーショナル・リスク事象の収集態勢を構築し、収集を開始しているなど金融機関が抱える多様化、複雑化するリスクを適切に把握し、統合的・全社横断的なリスク管理の高度化に取り組んでおります。また、金融犯罪対策室は、外為業務委託行からの情報提供依頼（RFI：Request For Information）や個別検証から得られた発見事象を態勢高度化やリスク評価に活用するとともに、マネロン等対策における実務、確認すべきポイント等を国際部、営業店と共有することで金庫全体として対応の高度化を図っております。

また、国際的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス対策本部において必要な対応を講じております。

コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・リスク管理基本方針」に関し必要な体制整備に向けた取組みを開始し、定期的に現状の認識と今後の方向性について見直しを行っております。

<p>監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。</p>
<p>(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>
<p>(決議内容の概要)</p> <p>取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するにあたっての協議をするための機関として経営会議を設置し、経営会議において、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行い、取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し職務執行を分担する。また、中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。</p>
<p>(運用状況の概要)</p> <p>「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しており、2020年度は取締役会を17回開催しております。</p> <p>監査役会設置会社の機関設計において、監督と執行の分離によるモニタリング型の実現のため、取締役会は、社外取締役を過半数とする体制とし監督機能を強化しているほか、従来の雇用型執行役員制度に加え、職員身分から離れてより大きな裁量で業務執行に取り組む委任型執行役員制度を導入し、執行体制の強化を図っております。</p> <p>中期経営計画の策定をはじめとする経営の重要課題については、取締役会メンバーによる意見交換会を複数回実施し十分議論をしたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上を図っております。</p> <p>また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、2020年度は2020年12月に開催いたしました(2020年6月に開催を予定しておりました経営諮問委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み中止しました。)。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。</p>
<p>(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>
<p>(決議内容の概要)</p> <p>商工中金グループにおける業務の適正を確保するため、取締役会は、「子会社等管理規程」を制定・周知するほか、子会社等を統括して管理する部署(以下「統括部署」という。)及び子会社等ごとに担当部署(以下「担当部署」という。)を設置し、子会社等の業務運営を指導管理し、子会社等におけるコンプライアンス態勢を整備する。コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制(内部通報制度を含む。)を整備する。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締り報告し、当会社は、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準じ、担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行い、取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。</p>

<p>(運用状況の概要)</p> <p>「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社毎に業務上最も関係の深い部署を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。子会社においても、2020年10月に「コンプライアンス強化月間」の取組みとして、コンプライアンス検討会及びコンプライアンス意識調査を実施しました。</p> <p>また、2020年度は、子会社毎に整備された「内部統制システムの基本方針」の運用状況及び取組内容について確認を行っております。</p>
<p>(6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制</p>
<p>(決議内容の概要)</p> <p>商工中金グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。</p>
<p>(運用状況の概要)</p> <p>取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築し、またその体制についての検証を行っております。</p> <p>また、情報開示について、2020年度の振り返りを行ったほか、2021年度の開示の方向性を定めた「開示ポリシー」を経営会議、取締役会で議論の上決定しました。</p>
<p>(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p>
<p>(決議内容の概要)</p> <p>監査役の職務を補助する使用人を配置し、取締役の指揮命令を受けないものとして、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。</p>
<p>(運用状況の概要)</p> <p>監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人を配置し、補助機能の強化を図っております。</p>
<p>(8) 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制</p>
<p>(決議内容の概要)</p> <p>取締役、委任型執行役員及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報及び監査役が報告を求める事項について監査役へ報告を行う。子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。当会社及び子会社等の社内外に設置した内部通報窓口で内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口から報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。</p>
<p>(運用状況の概要)</p> <p>監査役が出席する取締役会の他重要な会議において、取締役、委任型執行役員及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・審議事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。</p>

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(決議内容の概要)

監査役による監査の実効性を確保するため、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行うとともに、取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施し、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。また、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。

(運用状況の概要)

監査の実効性向上のため、代表取締役と監査役間の意見交換を2020年度は3回開催しております。

内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、監査役は、会計監査人から主に会計監査の経過及び結果について、2020年度は11回報告を受け、意見交換を行っております。さらに、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するため、三者の連絡会を2020年度は2回開催しております。

監査役への報告体制として、明文化されたレポートラインに沿って内部監査部門から定期的に報告を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。

第92期末（2021年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,680,583	預 金	5,893,654
現 金	23,220	当 座 預 金	545,702
預 け 金	1,657,363	普 通 預 金	1,662,949
コ ー ル ー シ ン	143,938	通 知 預 金	30,613
買 入 金 債 権	19,471	定 期 預 金	3,571,601
特 定 取 引 資 産	15,109	そ の 他 の 預 金	82,787
特 定 金 融 派 生 商 品	15,109	譲 渡 性 預 金	437,864
有 価 証 券	1,464,472	債 券 発 行 高	3,787,170
国 債	734,260	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	164,811
地 方 債	460,194	特 定 取 引 負 債	8,928
社 債	172,712	特 定 金 融 派 生 商 品	8,928
株 式	43,237	借 用 金	1,497,590
そ の 他 の 証 券	54,067	借 入 金	1,497,590
貸 出 金	9,521,402	外 国 為 替	43
割 引 手 形 付	101,521	外 国 他 店 預 り	9
手 形 貸 付	329,563	未 払 外 国 為 替	33
証 書 貸 付	7,854,270	社 債	10,000
当 座 貸 越	1,236,047	そ の 他 負 債	75,916
外 国 為 替	24,810	未 払 法 人 税 等	2,094
外 国 他 店 預 け	17,296	未 払 払 費 用	6,176
買 入 外 国 為 替	464	前 受 収 益	6,871
取 立 外 国 為 替	7,049	従 業 員 預 り	4,032
そ の 他 資 産	89,253	金 融 派 生 商 品	2,763
前 払 費 用	10,340	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	13,985
未 収 収 益	4,071	資 産 除 去 債 務 金	2,502
金 融 派 生 商 品	1,926	未 払 債 券 元 金	38
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	69,471	そ の 他 の 負 債	37,451
そ の 他 の 資 産	3,443	賞 与 引 当 金	4,330
有 形 固 定 資 産	42,494	退 職 給 付 引 当 金	1,155
建 物	16,858	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	58
土 地	21,603	睡 眠 債 券 払 戻 損 失 引 当 金	48,979
建 設 仮 勘 定	835	環 境 対 策 引 当 金	67
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,198	支 払 承 諾	112,070
無 形 固 定 資 産	10,294	支 払 承 諾	111,067
ソ フ ト ウ ェ ア	9,104	代 理 貸 付 保 証	1,003
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,190	貸 倒 引 当 金	△180,069
前 払 年 金 費 用	32,747		
繰 延 税 金 資 産	36,023	負 債 の 部 合 計	12,042,640
支 払 承 諾 見 返	112,070	（純資産の部）	
支 払 承 諾 見 返	111,067	資 本 金	218,653
代 理 貸 付 保 証 見 返	1,003	危 機 対 応 準 備 金	129,500
		特 別 準 備 金	400,811
		資 本 剰 余 金	0
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	201,099
		利 益 準 備 金	24,210
		そ の 他 利 益 剰 余 金	176,888
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	377
		特 別 積 立 金	49,570
		繰 越 利 益 剰 余 金	126,940
		自 己 株 式	△1,136
		株 主 資 本 合 計	948,927
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,060
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△25
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	21,035
		純 資 産 の 部 合 計	969,963
資 産 の 部 合 計	13,012,603	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	13,012,603

第92期 (2020年4月1日から) 損益計算書
 (2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	117,932
資	金 運 用 収 益	102,905
	貸 出 金 利 息 配 当 金	96,996
	有 価 証 券 利 息	3,725
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	130
	預 け 金 利	1,101
	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	23
	そ の 他 の 受 入 利 息	927
役	務 取 引 等 収 益	9,133
	受 入 為 替 手 数 料	1,410
	そ の 他 の 役 務 収 益	7,722
特	定 取 引 収 益	2,202
	特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	2,202
そ	の 他 業 務 収 益	1,060
	外 国 為 替 売 買 益	847
	外 国 債 等 債 券 売 却 益	213
そ	の 他 経 常 収 益	2,631
	債 却 債 権 取 立 益	88
	株 式 等 売 却 益	650
	そ の 他 の 経 常 収 益	1,891
経	常 費 用	110,262
資	金 調 達 費 用	4,994
	預 金 利 息	2,670
	預 譲 渡 性 預 金 利 息	190
	債 券 利 息	1,107
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	△3
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	21
	借 入 金 利 息	934
	社 債 利 息	27
	そ の 他 の 支 払 利 息	46
役	務 取 引 等 費 用	2,567
	支 払 為 替 手 数 料	360
	そ の 他 の 役 務 費 用	2,206
そ	の 他 業 務 費 用	2,254
	国 債 等 債 券 売 却 損	2,029
	国 債 等 債 券 償 還 損	22
	国 債 等 債 券 償 却 損	8
	国 債 券 発 行 費 償 却 損	26
	金 融 派 生 商 品 費 用	166
	そ の 他 の 業 務 費 用	1
営	所 業 他 経 常 費 用	79,175
	の 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	21,270
	貸 出 金 償 却 損	19,067
	株 式 等 売 却 損	317
	株 式 等 債 償 却 損	627
	そ の 他 の 経 常 費 用	93
		1,165
経	特 別 利 益	7,670
	固 定 取 得 資 産 処 分 益	4,443
	受 取 損 賠 償	651
		3,792
特	別 固 定 取 得 資 産 処 分 損	196
	減 損 損 失	1,253
税	引 前 当 期 純 利 益	10,664
法	人 税、 住 民 税 等	2,400
法	人 税	△510
法	人 税	
当	期 純 利 益	1,890
		8,773

第92期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資 本 剰 余 金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	0
当期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	0	0
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	0

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	23,310	404	49,570	123,536	196,822	△1,072	944,714
当期変動額							
剰余金の配当	899			△5,396	△4,496		△4,496
固定資産圧縮積立金の取崩		△26		26	—		—
当期純利益				8,773	8,773		8,773
自己株式の取得						△63	△63
自己株式の処分						0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	899	△26	—	3,404	4,277	△63	4,213
当期末残高	24,210	377	49,570	126,940	201,099	△1,136	948,927

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	11,879	85	11,964	956,679
当期変動額				
剰余金の配当				△4,496
固定資産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				8,773
自己株式の取得				△63
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,181	△110	9,070	9,070
当期変動額合計	9,181	△110	9,070	13,284
当期末残高	21,060	△25	21,035	969,963

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～60年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権を分類しております。また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権（以下、「その他の要注意先債権」という。）を、貸出条件緩和の有無により区分しております。これらの取引先区分毎に、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 180,069百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表（重要な会計上の見積り）」の「1. 貸倒引当金」に記載した内容と同一であります。

表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

追加情報

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は、次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(受取賠償金)

当金庫は、開発を進めていたシステム投資案件において、計画の大幅な見直しが発生し、投資額の回収が見込めなくなったことから、前事業年度において、当該システム関連資産について3,613百万円の減損損失を計上しております。

当事業年度において、同システム投資案件の中止に関して、システム開発委託先との間に和解契約を締結しております。

和解契約に基づき、当事業年度に同委託先から受領した損害賠償金2,180百万円及び当事業年度に同委託先から無償で供与を受けたシステムのハードウェア等の評価額1,611百万円の合計額3,792百万円を「受取賠償金」として特別利益に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,441百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債に合計155,351百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は52,487百万円、延滞債権額は248,749百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は161百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,896百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は327,294百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、101,985百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 532,933百万円
担保資産に対応する債務
預金 4,016百万円
債券貸借取引受入担保金 164,811百万円
借入金 73,213百万円
上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,522百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金・敷金等1,945百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,625,311百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,484,050百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 67,490百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 17,367百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は32,144百万円であります。
15. 関係会社に対する金銭債権総額 10,249百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額 7,802百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- 資金運用取引に係る収益総額 25百万円
- 役員取引等に係る収益総額 16百万円
- その他業務・その他経常取引に係る収益総額 94百万円
2. 関係会社との取引による費用
- 資金調達取引に係る費用総額 0百万円
- その他の取引に係る費用総額 4,376百万円
3. 「その他の経常収益」には、睡眠債券の収益計上額68百万円を含んでおります。
4. 「その他の経常費用」には、睡眠債券払戻損失引当金繰入額704百万円を含んでおります。
5. 減損損失
- 当金庫が首都圏及びその他の地域に保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、継続的な地価の下落、使用目的の変更及び処分を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	減損損失 (百万円)
営業店舗14カ所	建物等	1,111
処分予定資産・遊休資産1カ所	建物等	142
合計	—	1,253

有形固定資産の減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、処分予定資産及び遊休資産については各々独立した単位として取り扱っており、本部・事務センター・舎宅等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産として取り扱っております。

有形固定資産の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、主として正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	10,258	360	1	10,618	(注)
合計	10,258	360	1	10,618	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるもの及び所在不明株主の株式買取によるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	244,279	246,548	2,268
	地方債	83,593	83,747	153
	社債	20,261	20,311	49
	小計	348,135	350,607	2,472
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	118,455	115,423	△3,031
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	118,455	115,423	△3,031
合計		466,590	466,030	△559

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2021年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	3,441
関連法人等株式	—
合計	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	28,760	7,752	21,007
	債券	589,006	586,968	2,037
	国債	122,353	122,112	240
	地方債	344,412	343,002	1,410
	社債	122,239	121,852	386
	その他	16,658	6,281	10,376
	小計	634,424	601,002	33,422
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	1,166	1,544	△377
	債券	311,570	313,195	△1,625
	国債	249,171	250,559	△1,388
	地方債	32,187	32,325	△138
	社債	30,211	30,310	△99
	その他	38,469	39,589	△1,120
	小計	351,207	354,330	△3,123
合計		985,631	955,332	30,298

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	9,868
その他	272
合計	10,141

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	21	12	—
債券	82,366	213	101
国債	57,933	165	101
社債	24,432	48	—
その他	19,639	638	2,555
合計	102,026	864	2,656

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、94百万円（うち、株式86百万円、社債8百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	44,738百万円
睡眠債券払戻損失引当金	14,933
その他	11,120
繰延税金資産小計	70,792
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△21,829
評価性引当額小計（注）	△21,829
繰延税金資産合計	48,963
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	9,238
固定資産圧縮積立金	165
前払年金費用	3,536
繰延税金負債合計	12,940
繰延税金資産の純額	36,023百万円

（注）評価性引当額の前事業年度末からの変動の主な理由は、貸倒引当金に係る評価性引当額の減少に伴うものであります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 202円5銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの当期純利益金額 4円3銭

第92期末（2021年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,680,626	預 金	5,886,778
コールローン及び買入手形	143,938	譲 渡 性 預 金	437,864
買入金銭債権	19,471	債 券	3,786,770
特定取引資産	15,109	債券貸借取引受入担保金	164,811
有 価 証 券	1,461,131	特 定 取 引 負 債	8,928
貸 出 金	9,511,424	借 用 金	1,558,115
外 国 為 替	24,810	外 国 為 替	43
そ の 他 資 産	175,820	社 債	10,000
有形固定資産	43,522	そ の 他 負 債	80,546
建 物	17,329	賞 与 引 当 金	4,543
土 地	22,126	退職給付に係る負債	3,977
建設仮勘定	835	役員退職慰労引当金	94
その他の有形固定資産	3,231	睡眠債券払戻損失引当金	48,979
無形固定資産	10,286	環境対策引当金	67
ソフトウェア	9,122	そ の 他 の 引 当 金	74
その他の無形固定資産	1,163	繰 延 税 金 負 債	52
退職給付に係る資産	26,625	支 払 承 諾	112,070
繰 延 税 金 資 産	39,298	負債の部合計	12,103,717
支払承諾見返	112,070	（純資産の部）	
貸倒引当金	△180,864	資 本 金	218,653
		危機対応準備金	129,500
		特別準備金	400,811
		資本剰余金	0
		利益剰余金	212,698
		自 己 株 式	△1,136
		株 主 資 本 合 計	960,526
		その他有価証券評価差額金	21,076
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△25
		退職給付に係る調整累計額	△5,820
		その他の包括利益累計額合計	15,230
		非 支 配 株 主 持 分	3,796
		純 資 産 の 部 合 計	979,554
資 産 の 部 合 計	13,083,272	負債及び純資産の部合計	13,083,272

第92期 (2020年4月1日から
2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	151,777
	資 金 運 用 収 益	102,888
	貸 出 金 利 息	96,977
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,727
	コールドローン利息及び買入手形利息	130
	預 け 金 利 息	1,101
	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	23
	そ の 他 の 受 入 利 息	928
	役 務 取 引 等 収 益	9,518
	特 定 取 引 収 益	2,202
	そ の 他 業 務 収 益	34,613
	そ の 他 経 常 収 益	2,554
	償 却 債 権 取 立 益	88
	そ の 他 の 経 常 収 益	2,466
経	常 費 用	143,274
	資 金 調 達 費 用	5,157
	預 金 利 息	2,670
	譲 渡 性 預 金 利 息	190
	債 券 利 息	1,107
	コールドマネー利息及び売渡手形利息	△3
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	21
	借 用 金 利 息	1,098
	社 債 利 息	27
	そ の 他 の 支 払 利 息	46
	役 務 取 引 等 費 用	2,615
	そ の 他 業 務 費 用	33,797
	営 業 経 費	80,315
	そ の 他 経 常 費 用	21,387
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	19,174
	そ の 他 の 経 常 費 用	2,212
経	常 利 益	8,503
特	別 利 益	4,443
	固 定 資 産 処 分 益	651
	受 取 賠 償 金	3,792
特	別 損 失	1,450
	固 定 資 産 処 分 損 失	196
	減 損 損 失	1,253
	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	11,496
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,645
	法 人 税 等 調 整 額	△395
	法 人 税 等 合 計	2,250
	当 期 純 利 益	9,246
	非支配株主に帰属する当期純利益	3
	親会社株主に帰属する当期純利益	9,242

第92期 (2020年4月1日から) 連結株主資本等変動計算書
(2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	危機対応 準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	207,952	△1,072	955,844
当期変動額							
剰余金の配当					△4,496		△4,496
親会社株主に帰属 する当期純利益					9,242		9,242
自己株式の取得						△63	△63
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	0	4,745	△63	4,682
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	212,698	△1,136	960,526

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	11,884	85	△12,160	△191	3,796	959,450
当期変動額						
剰余金の配当						△4,496
親会社株主に帰属 する当期純利益						9,242
自己株式の取得						△63
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	9,192	△110	6,340	15,421	—	15,421
当期変動額合計	9,192	△110	6,340	15,421	—	20,104
当期末残高	21,076	△25	△5,820	15,230	3,796	979,554

連結注記表

I 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項、株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項及び同条第3項に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

八重洲商工株式会社

株式会社商工中金情報システム

商工サービス株式会社

八重洲興産株式会社

株式会社商工中金経済研究所

商工中金リース株式会社

商工中金カード株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

II 会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として、時価のある株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権を分類しております。また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権（以下、「その他の要注意先債権」という。）を、貸出条件緩和の有無により区分しております。これらの取引先区分毎に、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 環境対策引当金の計上基準

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

10. その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金であります。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

14. 消費税等の会計処理

当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 180,864百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「Ⅱ 会計方針に関する事項」 「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「取引先区分毎の予想損失額に関する将来見込み等」であります。「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各取引先の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。

「取引先区分毎の予想損失額に関する将来見込み等」として、正常先債権に相当する債権（損害担保付貸出を除く）については、大口債権の貸倒が発生した過去の特定の年度の貸倒実績率に基づき計上しております。その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和の無い債権区分については、新型コロナウイルス感染症による経済環境の著しい変化を踏まえて、将来の経済見通し等を分析・検討し、連結決算日時点における個々の取引先区分には反映されていない信用リスクに関する諸情報を多面的に考慮した結果、リーマンショック発生時の取引先区分変動実績を基礎として、連結決算日以降の取引先区分変動リスクを織り込むための追加調整を行っております。また、その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権区分についても、同様に考慮した結果、リーマンショック発生時の貸倒実績率を基礎として、連結決算日以降の予想損失額の変動リスクを織り込むための追加調整を行うことで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」が変化した場合や、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済環境への影響の変化により、当初の見積りに用いた「取引先区分毎の予想損失額に関する将来見込み等」が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

未適用の会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は「金融商品に関する会計基準」における金融商品の時価に適用されます。また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

追加情報

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(受取賠償金)

当金庫は、開発を進めていたシステム投資案件において、計画の大幅な見直しが発生し、投資額の回収が見込めなくなったことから、前連結会計年度において、当該システム関連資産について3,525百万円の減損損失を計上しております。

当連結会計年度において、同システム投資案件の中止に関して、システム開発委託先との間に和解契約を締結しております。

和解契約に基づき、当連結会計年度に同委託先から受領した損害賠償金2,180百万円及び当連結会計年度に同委託先から無償で供与を受けたシステムのハードウェア等の評価額1,611百万円の合計額3,792百万円を「受取賠償金」として特別利益に計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 10百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計155,351百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は52,488百万円、延滞債権額は248,751百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は161百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,896百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は327,296百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、101,985百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 532,933百万円
担保資産に対応する債務
預金 4,016百万円
債券貸借取引受入担保金 164,811百万円
借入金 73,213百万円
上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,522百万円を差し入れております。
また、その他資産には、金融商品等差入担保金69,471百万円、保証金・敷金等1,894百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,602,372百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,461,111百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 70,296百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 17,367百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は32,144百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、睡眠債券の収益計上額68百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却317百万円、株式等償却93百万円及び睡眠債券払戻損失引当金繰入額704百万円を含んでおります。
3. 減損損失

当金庫が首都圏及びその他の地域に保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、継続的な地価の下落、使用目的の変更及び処分を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	減損損失 (百万円)
営業店舗14ヵ所	建物等	1,111
処分予定資産・遊休資産1ヵ所	建物等	142
合計	—	1,253

有形固定資産の減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、処分予定資産及び遊休資産については各々独立した単位として取り扱っており、本部・事務センター・舎宅等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産として取り扱っております。

有形固定資産の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、主として正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,258	360	1	10,618	(注)
合計	10,258	360	1	10,618	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるもの及び所在不明株主の株式買取によるものであります。減少は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016百万円	1.0円(注)	2020年3月31日	2020年6月25日
	普通株式 (政府以外分)	3,480百万円	3.0円		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016百万円	利益剰余金	1.0円(注1)	2021年3月31日	2021年6月22日定 時株主総会及び主 務大臣認可後(注 2)
	普通株式 (政府以外分)	3,479百万円		3.0円		

(注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク（信用リスク）があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については一部を満期保有目的で、トレーディング業務では売買目的で保有し、株式については純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

債券及び借入金は、一定の環境の下で当金庫グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引や通貨スワップ取引等があります。当金庫グループでは、これらを利用して、有価証券、債券、借入金、貸出金に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。

このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件毎の与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほかファイナンス本部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融資会議等を開催し、付議しております。さらに、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、リスク統括部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集等に基づき、定期的に管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループでは、バンキング業務、トレーディング業務毎に複数のカテゴリーに区分した上で、経営会議やALM会議等で設定した10bpv（金利の10ベース・ポイント（0.10%）の上昇が時価に与える影響額）やバリュー・アット・リスク（VaR）の限度額に基づき金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。リスク統括部は、金融資産及び負債の金利リスクの状況について、評価損益や10bpv、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにALM会議に報告しております。なお、ALM会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式については、純投資目的と政策投資目的で運用方針を区分し、以下のとおり管理をしております。

純投資株式については、経営会議やALM会議で設定した保有残高やVaRの限度額に基づき価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。

政策投資株式については、取締役会で保有残高の限度額を決定しております。政策投資株式のうち上場株式についてもVaRの限度額を設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株式も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続き等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。リスク統括部は、残高や評価損益、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにALM会議に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) 特定取引目的の金融商品

当金庫グループでは、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうち特定取引目的として保有している金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

2021年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で102百万円であります。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しております。当連結会計年度のトレーディング業務に関して実施したバックテストングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) 特定取引目的以外の金融商品

特定取引目的以外で保有している主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券と株式、満期保有目的の債券に分類される債券、「現金預け金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引と通貨スワップ取引であります。これらの金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間1ヵ月～1年、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

2021年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング以外の業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で31,999百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫グループでは、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産及び金融負債について、10bpvを金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2021年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント上昇したものと想定した場合には、金融商品の時価が9,687百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利に10ベース・ポイントを超える変動が生じた場合等には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っている他、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能なように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をALM会議において設定し、その遵守状況はリスク統括部において把握し、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにALM会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,680,626	1,680,626	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	466,590	464,089	△2,500
その他有価証券	984,358	984,358	—
(3) 貸出金	9,511,424		
貸倒引当金（*1）	△178,559		
	9,332,864	9,400,039	67,174
資産計	12,464,441	12,529,115	64,673
(1) 預金	5,886,778	5,889,428	2,650
(2) 譲渡性預金	437,864	437,867	2
(3) 債券	3,786,770	3,781,279	△5,490
(4) 債券貸借取引受入担保金	164,811	164,811	—
(5) 借入金	1,558,115	1,543,842	△14,272
負債計	11,834,339	11,817,229	△17,110
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,380	5,380	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(36)	(36)	—
デリバティブ取引計	5,343	5,343	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。一部の有価証券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は有価証券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)(*2)	9,909
②組合出資金(*3)	272
合 計	10,181

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について7百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	244,279	246,548	2,268
	地方債	83,593	83,747	153
	社債	20,261	20,311	49
	小計	348,135	350,607	2,472
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	118,455	115,423	△3,031
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	118,455	115,423	△3,031
合計		466,590	466,030	△559

3. その他有価証券 (2021年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	28,819	7,788	21,030
	債券	589,006	586,968	2,037
	国債	122,353	122,112	240
	地方債	344,412	343,002	1,410
	社債	122,239	121,852	386
	その他	16,658	6,281	10,376
	小計	634,483	601,038	33,445
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,166	1,544	△377
	債券	311,570	313,195	△1,625
	国債	249,171	250,559	△1,388
	地方債	32,187	32,325	△138
	社債	30,211	30,310	△99
	その他	38,469	39,589	△1,120
	小計	351,207	354,330	△3,123
合計		985,691	955,368	30,322

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	21	12	—
債券	82,366	213	101
国債	57,933	165	101
社債	24,432	48	—
その他	19,639	638	2,555
合計	102,026	864	2,656

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、94百万円（うち、株式86百万円、社債8百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 204円71銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 4円24銭

第92期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 附属明細書

2021年5月18日作成
2021年5月31日備付

住所 東京都中央区八重洲2-10-17
株式会社 商工組合中央金庫
代表取締役 関根 正裕

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	償却 累計額	償却 累計率 (注1)
有形固定資産							
建物	16,794	3,325	1,210 (1,167)	2,052	16,858	59,875 (2,658)	78.03%
土地	18,130	3,586	113 (-)	-	21,603	5,067 (5,067)	19.00%
建設仮勘定	1,680	5,249	6,095	-	835	-	-
その他の有形固定資産	1,797	2,245	36 (20)	808	3,198	10,578 (303)	76.78%
有形固定資産計	38,404	14,407	7,456 (1,187)	2,860	42,494	75,521 (8,030)	63.99%
無形固定資産							
ソフトウェア	7,661	4,480	- (-)	3,037	9,104	10,352 (1)	53.20%
その他の無形固定資産	2,093	998	1,901 (-)	0	1,190	3,796 (3,613)	76.12%
無形固定資産計	9,754	5,479	1,901 (-)	3,037	10,294	14,148 (3,614)	57.88%

(注) 1. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。
2. () 内は、減損会計に伴い帳簿価額を減額したものです。

(2) 債券発行高

(単位：百万円)

債券の種類	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
利付債(5年債)	2,297,650	2,041,470	△256,180
利付債(3年債)	1,273,500	1,241,400	△32,100
利付債(10年債)	419,000	504,300	85,300
合計	3,990,150	3,787,170	△202,980
うち政府引受	-	-	-

(注) 政府保証債は発行していません。

(3) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当期減少額		当 期 末 残 高	計上理由 及び算定方法
			目的使用	その他 (注)		
貸倒引当金	177,239	180,069	16,237	161,002	180,069	
一般貸倒引当金	43,874	54,376	—	43,874	54,376	
個別貸倒引当金	133,365	125,693	16,237	117,128	125,693	
賞与引当金	4,380	4,330	4,380	—	4,330	
役員退職慰労引当金	44	26	11	—	58	
睡眠債券払戻損失引当金	51,776	48,979	3,501	48,274	48,979	
環境対策引当金	116	1	44	6	67	
計	233,556	233,406	24,174	209,283	233,504	

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替による取崩額161,002百万円であります。睡眠債券払戻損失引当金の当期減少額(その他)は、洗替による取崩額48,274百万円であります。環境対策引当金の当期減少額(その他)は、引当超過による戻入6百万円であります。

(4) 資本金と準備金

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
資本金	218,653	218,653	—
危機対応準備金	129,500	129,500	—
特別準備金	400,811	400,811	—
利益準備金	23,310	24,210	899

(5) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給料・手当	36,852
退職給付費用	7,963
福利厚生費	238
減価償却費	5,898
土地建物機械賃借料	4,710
営繕費	1,963
消耗品費	769
給水光熱費	538
旅費	377
通信費	887
広告宣伝費	904
諸会費・寄付金・交際費	870
租税公課	5,870
その他	11,328
計	79,175

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の内職の状況

事業報告に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜太郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 辻 竜太郎 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び本部関係部署から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保する体制）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 業務の適正を確保する体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制及び運用状況に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役 岡本泰一郎 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 岡田不二郎 ㊟

監査役(社外監査役) 寺脇 一峰 ㊟

監査役(社外監査役) 金子 裕子 ㊟